

## 第2回 条例改正検討部会 概要

- 開催日 平成25年4月12日（金） 午後3時から
- 場 所 大阪府庁新別館南館7階 研修室3
- 議 題 条例改正に伴う検討事項について

### （1）課題・検討事項の優先度について

今後の検討にあたり、課題・検討事項を3つの区分に整理のうえ検討する。

#### ①Aグループ：法令改正に伴うもので今回対応が必要と考えるもの

- 特定商取引法の一部改正に伴う事項（「訪問買取」に関する規制等）
- 消費者教育の推進に関する法律施行に伴う事項（消費者教育の位置付け、都道府県消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会）
- 消費者安全法の一部改正に伴う事項（財産被害にかかる危害防止等）
- 条例・規則の用語の整理に関する事項

#### ②Bグループ：法令改正に関するものではないが重要度が高いもの

- 苦情審査委員会の実施規定に関する事項
- 自主行動基準届出に関する事項
- 消費者基本計画の策定に関する事項
- 消費者の応訴の支援に関する事項
- 「不招請勧誘行為」の禁止に関する事項（「訪問販売お断りステッカー」関係含む）

#### ③Cグループ：A・Bグループ以外に検討すべきもの

- 条例の名称に関する事項
- 集団的消費者被害回復制度に関する事項

### （2）各課題・検討事項に対する意見等

- 別添【資料2】「第2回大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会における各委員の意見等」のとおり

### （3）その他

第3回条例改正検討部会は下記のとおり開催予定

- 日 時 平成25年5月10日（金） 午後2時から
- 場 所 エルおおさか（大阪府立労働センター）